

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和2年度実施政策)

(総務省R2-①)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策1:適正な行政管理の実施				担当部局課室名	行政管理局(企画調整課、行政情報システム企画課、管理官室)	作成責任者名	行政管理局企画調整課長 七條 浩二 行政管理局行政情報システム企画課長 奥田 直彦 行政管理局管理官 水野 靖久			
政策の概要	行政運営の見直し・改善を図るとともに、各省に共通する行政制度を管理することにより、行政の総合的かつ効率的・効果的な実施を推進する。						分野【政策体系上の位置付け】	行政改革・行政運営			
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:行政運営の改善・効率化の実現 ・行政の信頼性の確保及び透明性の向上 [中間アウトカム]:ICTを活用した業務・システム改革が各府省において実施され、国民が受ける行政サービスの質が向上すること ・独立行政法人の共通的な制度が適正かつ円滑に運用されること ・行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度が適正かつ円滑に運用されること						政策評価実施予定時期	令和4年8月			
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値) 年度ごとの実績(値) <sup>(※2)</sup>			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度				
IT等を活用して政府全体の行政サービスの向上を進めるとともに行政運営の効率化を実現すること	各府省におけるデジタル・ガバメントに関する取組の推進	①	各府省におけるデジタル・ガバメント中長期計画の見直し実施率	-	-	100%	令和3年度	-	100%	100%	各府省(※)では、中長期計画を策定し、デジタル・ガバメントを推進することとされている。令和元年12月に策定されたデジタル・ガバメント実行計画(令和元年12月20日閣議決定)では、各府省が各府省中長期計画の見直しを行うに当たって留意すべき点等を要領として取りまとめ、各府省中長期計画の実効性を確保する観点から、内閣官房と総務省が各府省の見直しを支援することとされている。各府省は少なくとも毎年一回、中長期計画の見直し・拡充を行うこととされている。これを踏まえ、測定指標「各府省におけるデジタル・ガバメント中長期計画の見直し実施率」を設定することとした。 ※策定対象機関数は23(令和2年3月31日時点)
	各府省における業務改革の取組の推進	2	電子決裁を検討するとされている項目(6省庁7項目)※のうち、具体的な内容が「デジタル・ガバメント中長期計画」に記載されて継続的に取組が示されている項目数  (※ただしシステムが整備済等対応が完了したものは除く) <アウトプット指標>	0	平成30年度	電子決裁を検討するとされている7項目がすべてデジタル・ガバメント中長期計画に記載される	令和3年度	7項目すべて記載済 (各年度ごと進捗状況をフォロー)  ※電子決裁を検討するとされている項目(6省庁7項目): 電子決裁移行加速化方針の別紙1(電子決裁を検討する業務類型等)のⅡ1(2)関係(膨大な紙の添付書類等があるもの(国民からの申請等の行政手続に基づくものを除く。))及びⅡ2関係(業務システムが文書管理システムに接続せず、独自の決裁機能も持たない業務)に定められたもの。			「電子決裁移行加速化方針」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)に基づき、総務省は、各府省に提供している文書管理システムの処理能力向上や使い勝手の向上に計画的に取り組むほか、各府省における電子決裁への移行の進捗状況の継続的な把握や、業務改革(BPR)を推進する立場からの各府省の取組への支援を行うこととする(各府省の取組の進捗に応じて、「デジタル・ガバメント中長期計画」の記載ぶりは変わり得るもの)。 加えて、中長期計画の改定と合わせて、総務省が必要な調査を行うなど、各府省の取組について定期的にフォローアップを行うこととし、その結果はデジタル・ガバメント関係会議に報告することとされている。 なお、測定指標に※で記載のとおり、対応が完了した項目については、翌年度の目標値からは除外する。
	毎年度行う「公共サービス改革基本方針」の見直しに向けた取組を推進し、公共サービス改革法の目的を達成するため、官民競争入札等監視委員会の関与の下、市場化テストの実施の在り方等に関し、不断の見直しを行うことにより、市場化テストの良好な運用を促進	3	終了プロセス等に移行した事業の割合 <アウトプット指標>	54%	平成30年度	60%	令和3年度	56%	58%	60%	公共サービス改革法の趣旨・目的は、公共サービスの実施について、民間事業者の創意工夫を反映させることにより、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することにあるところ、官民競争入札等監視委員会の指摘・指導等を踏まえ、市場化テストの実施の在り方等に関して見直しが行われた結果、公共サービスの質の向上、経費削減等の良好な実施結果が得られた事業については、終了プロセス等に移行することとなるため、当該終了プロセス等に移行した事業の割合を指標として設定する。

<p>独立行政法人の共通的な制度の適正かつ円滑な運用の確保</p>	<p>独立行政法人の共通的な制度を運用するに当たった課題等の把握と対応</p>	<p>④</p>	<p>独立行政法人の共通的な制度の運用に係る課題等の把握及びその対応の程度 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>平成30年度末の制度の運用に係る課題等の把握及びその対応の程度 【平成30年度末時点において把握している課題】 ・独立行政法人会計基準における連結財務諸表部分の見直し ・特例随意契約制度の見直し ・見直しを行った制度の周知</p>	<p>平成30年度</p>	<p>各府省・各法人における制度運用の実態等を踏まえ、明らかにした課題等について対応を実施</p>	<p>令和3年度</p>	<p>各府省・各法人における制度運用の実態等を踏まえ、明らかにした課題等について対応を実施</p> <p>・国立研究開発法人の機能の一層の向上と柔軟な業務運営の確保及びガバナンス強化という課題に対し、特例随意契約制度における調達に係る公正性確保のためのガバナンス強化等措置、同制度の適用範囲や調達の上限額についての見直しを行うため、内閣府と共同で検討会(令和元年5月～令和2年3月)を開催した。検討会の結果を踏まえ、現在、同制度の運用状況を踏まえた見直しに向け、作業を行っている。 ・独立行政法人の財務報告のより一層の活用という課題に対し、独立行政法人の連結財務諸表の活用状況及び出資の状況等を踏まえ、連結財務諸表の作成の目的や連結の範囲等について、『『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』の改訂(令和2年3月)を行った。 ・平成30年度に改定等を行った独立行政法人の「目標策定指針」及び「評価指針」や、「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」等について、主務省や法人等における改定等の趣旨の浸透・定着を図るため、シンポジウム(令和元年9月)や説明会(同年10月)の開催などを通じ、周知に取り組んだ。</p>	<p>各府省・各法人における制度運用の実態等を踏まえ、明らかにした課題等について対応を実施</p>	<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年閣議決定)における改革の目的として「大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図る」とされたところ、この改革の成果を発揮するためには、平成27年4月以後の新たな独立行政法人の共通的な制度の運用実態及びその課題等を適切に把握し、必要な対応をしていくことが求められていることから、指標として設定。</p>
-----------------------------------	---	----------	--	--	---------------	---	--------------	--	---	--

行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること	各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等を通じた必要な情報の提供を実施	⑤	行政手続制度、行政不服審査制度の普及 ＜アウトプット指標＞	平成27年4月施行の改正行政手続法及び28年4月施行の改正行政不服審査法について、各府省や各地方公共団体における主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供	平成30年度	各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等を通じた必要な情報の提供を実施	令和3年度	各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等を通じた必要な情報の提供を実施	各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等を通じた必要な情報の提供を実施	各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等を通じた必要な情報の提供を実施	平成26年6月に成立・公布された改正行政不服審査法関連3法のうち、平成27年4月に改正行政手続法が、28年4月に改正行政不服審査法がそれぞれ施行された。 改正行政手続法については、新たに処分等の求めや行政指導の中止等の求めが規定された。また、改正行政不服審査法は、公正性の向上、利便性の向上の観点から旧行政不服審査法の仕組みを抜本的に見直した。これらの制度を定着させることは、公正性、利便性の向上や救済手段の充実・拡充を図るために重要であり、また、これらの制度を一般国民が利用しやすくなるためには、その受け手となる各府省や各地方公共団体が主体的に担当者の資質の向上を図ることが肝要であると考えられることから、その取組状況を把握し、情報提供を行うことを指標として設定。 なお、各機関の取組状況を把握する一環として、施行状況調査を実施している。 【参考】各府省の取組状況の把握の例 平成29年度公布の命令等に係る意見公募手続のうち、根拠法令の条項を明示したものの割合 97.2% (970件/998件 行政手続法施行状況調査結果) 平成29年度公布の命令等に係る意見公募手続のうち結果の公示を行った案件について、結果の公示を命令等の公布の日又はそれ以前に行ったものの割合 96.9% (960件/991件 行政手続法施行状況調査結果) 審査請求の新規申立件数 平成30年度 64,088件 (行政不服審査法施行状況調査結果) 上記の内、同年度中に処理が終了した件数 23,858件 (行政不服審査法施行状況調査結果)
国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること	国民への説明責務を全うするため、開示決定期限の遵守の徹底を図ること	⑥	国の行政機関等における情報公開制度において、期限内(※)に開示決定等がされたものの割合(行政機関及び独立行政法人等) ※ 原則30日以内。延長した場合には延長期限内 ＜アウトプット指標＞	行政機関：100% 独立行政法人等：99.7% 【算定根拠】 ・行政機関：期限内128,538件、期限超過53件(100%) ・独立行政法人等：期限内7,436件、期限超過25件(99.7%) ※小数点第二位四捨五入	平成30年度実績値)	100%	令和3年度	行政機関：100%、独立行政法人等：99.7% 【算定根拠】 ・行政機関：期限内138,810件、期限超過42件(100%) ・独立行政法人等：期限内7,499件、期限超過26件(99.7%) ※小数点第二位四捨五入(平成30年度実績値)	100%	100%	開示請求件数が増加傾向にある現状を踏まえて、行政機関等の保有する情報の迅速な開示の観点から、期限内(原則30日以内。延長した場合には延長期限内)に開示決定等がなれることが、行政の信頼性及び透明性の向上に資すると考えられるため、期限内に開示決定等がされたものの割合について指標及び目標値を設定(平成29年度実績値を基準として目標値を設定)。
国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること	職員研修により、情報公開制度の趣旨及び内容等の徹底を図ること	7	国の行政機関等の職員に対する情報公開制度の運用に関する研修における理解度等の割合 ＜アウトプット指標＞	参加機関等数：708 参加者数：1,254人 理解度：76.6%	平成30年度	平成30年度値を上回る	令和3年度	平成30年度値を上回る	平成30年度値を上回る	平成30年度値を上回る	施行状況調査の実施等により行政機関等における制度運用状況を把握し、その結果を踏まえ、情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会を通じて制度の適正かつ円滑な運用を徹底することにより、各行政機関等における情報公開制度の円滑な運用が図られるものとして、指標及び目標値を設定(平成30年度実績値を基準として目標値を設定)
国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること	職員研修により、個人情報保護制度の趣旨及び内容等の徹底を図ること	8	国の行政機関等の職員に対する個人情報保護制度の運用に関する研修における理解度等の割合 ＜アウトプット指標＞	参加機関等数：708 参加者数：1,254人 理解度：58.8%	平成30年度	平成30年度値を上回る	令和3年度	平成30年度値を上回る	平成30年度値を上回る	平成30年度値を上回る	施行状況調査の実施等により行政機関等における制度運用状況を把握し、その結果を踏まえ、情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会を通じて制度の適正かつ円滑な運用を徹底することにより、各行政機関等における個人情報保護制度の円滑な運用が図られるものとして、指標及び目標値を設定(平成30年度実績値を基準として目標値を設定) 【参考指標】個人情報の漏えい等事案の件数(施行状況調査の結果(毎年度、前年度の状況を調査)) 平成28年度：行政機関 644件、独立行政法人等 687件 平成29年度：行政機関 554件、独立行政法人等 789件 平成30年度：行政機関 640件、独立行政法人等 880件

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※3			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等	令和2年度行政事業 レビュー事業番号	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度				
(1)	行政管理実施事業(昭和21年度)	170百万円 (140百万円)	172百万円 (146百万円)	157百万円	1~8	<p>○各府省におけるICTを活用した業務・システム改革を推進し、行政運営の改善、効率化及び行政サービスを向上。</p> <p>○独立行政法人通則法等の独立行政法人に関する共通的な制度の企画・立案を通じ、独立行政法人の業務運営を適正化。</p> <p>○公共サービス改革基本方針の改定や、実務上生じる様々な課題についての調査・検討を行い指針等を作成するなどして、競争の導入による公共サービスの改革を推進。</p> <p>○行政運営の基本的、共通的なルール(行政手続法、行政不服審査法、行政機関情報公開法、行政機関個人情報保護法等)について、各行政機関の運用状況の把握、各行政機関等における適正な運用となるよう普及啓発、国民の利便性の向上を図るよう周知活動等を実施。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共サービス改革法の対象事業数に占める終了プロセス等に移行した事業の割合:60%以上(令和3年度)</li> <li>・国の行政機関等における情報公開制度において、期限内に開示決定等がされたものの割合:100%(令和3年度)</li> </ul> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体の窓口業務における民間委託の導入効果に関する調査:1件(令和元年度)</li> </ul> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>業務・システム改革に関する取組や、行政手続法、行政機関等情報公開法などの行政運営の基本的・共通的なルールについて、各行政機関等の運用状況の把握等を行うことにより、行政の適正かつ効率的な運用が推進されることとなるため、行政サービスの向上、行政運営の効率化、国民の権利利益の保護等に寄与する。</p>	0001	
(2)	独立行政法人通則法(平成11年)	-	-	-		独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資する。		
(3)	行政手続法(平成5年)	-	-	-		処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する。		
(4)	行政不服審査法(昭和37年)	-	-	-		行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保する。		
(5)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年)	-	-	-		行政機関において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する。		
(6)	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年)	-	-	-		独立行政法人等において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、独立行政法人等における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する。		
(7)	行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年)	-	-	-		国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する。		
(8)	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年)	-	-	-		国民主権の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする。		
政策の予算額・執行額		170百万円 (148百万円)	172百万円 (147百万円)	157百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主要なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						-	-	-

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

注 測定指標1は、施策目標の達成状況をより正確に測るため、新たに設定し追加する。